

# 海外における著作権保護の取組について

平成31年1月28日(月)  
文化庁著作権課

# 海外における著作権保護の推進

- 海外における著作権保護の実効性を高めるため、①著作権制度の整備、②権利執行の強化、③普及啓発に係る取組を実施。
- 国際的なルールづくりの推進のため、国際条約に関する議論に積極的に参画。

## 著作権制度の整備

アジア・太平洋地域の途上国における著作権制度整備支援  
(アジア地域著作権制度普及促進事業)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権制度に関する現地セミナーの開催
- ◆ 著作権に関する国際会議の開催
- ◆ 制度整備支援のための訪日研修の実施 等



国際的なルールづくりへの参画  
(著作権に関する国際的な課題への対応)

<具体的な取組>

- ◆ TPP, 日EU・EPA等交渉への参画
- ◆ WIPO放送条約に関する議論への参画 等

## 海賊版対策事業

### 権利執行の強化

政府間協議を通じた働きかけ、侵害発生国の人材育成支援による環境整備の推進

<具体的な取組>

- ◆ 政府間協議における取締強化等の要請
- ◆ コンテンツ真贋判定セミナー(取締機関職員対象)の実施
- ◆ 海外における著作権侵害対策ハンドブックの作成
- ◆ 国際著作権アドバイザーの配置 等

### 普及啓発

著作権侵害の防止に向けた普及啓発活動  
(侵害発生国の政府及び権利者と連携して実施)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権普及啓発教材の共同開発
- ◆ 著作権啓発イベントの実施 等



海外における著作権侵害の減少  
我が国権利者による権利行使の推進

➔ 正規流通のさらなる促進

# 平成30年度の主な取組状況

## ①著作権制度の整備

### アジア・太平洋地域著作権制度普及促進事業(WIPOへの拠出金を通じた協力事業)

- ◆ 現地セミナー  
著作権制度の普及・充実のため、ソロモン諸島、ラオス、ミャンマーにおいてセミナーを開催予定。(平成31年1月～2月)
- ◆ 著作権・著作隣接権のエンフォースメントに関する特別研修(東京特別研修)  
著作権保護及び執行の強化を図るため、著作権局職員及び執行機関職員等を対象とした研修を東京で実施。30年度はラオス、モルディブ、パキスタン、ソロモン諸島、タイから各2名を招へいして実施。(平成30年10月22日～11月2日、東京)
- ◆ 著作権集中管理制度に関する研修(CMO研修)  
著作権集中管理制度の整備・強化を図るため、著作権当局職員等を対象とした研修を東京で実施。30年度はバングラデシュ、ブータン、ネパール、ベトナムから各2～3名を招へいし、特に実演家の権利の保護強化に関する研修を実施。(平成31年1月21日～25日、東京)

### ミャンマーにおける著作権制度整備支援

- ◆ ミャンマー教育省からの依頼を受け、JICAと協力し、ミャンマーにおける著作権制度整備を支援。
  - ・ 著作権集中管理団体の設立に係るセミナーの開催(文化庁、JICA、ミャンマー教育省の共催)(平成30年8月、ヤンゴン)
  - ・ コンピュータプログラムの著作権に係るセミナーへの専門家の派遣(平成30年12月、ヤンゴン)

## ②権利執行の強化

### 二国間協議

#### ◆ 日中著作権協議及び日中著作権セミナー

政府間協議においては、権利者からの要望等も踏まえつつ、著作権侵害対策の強化に向けた要請を行うとともに、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を実施。著作権セミナーにおいては、日中双方の政府及び著作権関連団体から、著作権をめぐる最新の動向やインターネット上の著作権侵害への対策について情報共有を行った。(平成30年12月, 上海)

#### ◆ 日韓著作権協議及び日韓著作権フォーラム

政府間協議においては、著作権侵害対策の強化に向けた要請、著作権制度の現状と課題について情報交換を行うとともに、今後の著作権保護強化における両国の協力の在り方について意見交換を実施。また、著作権フォーラムにおいては、今回が第10回に当たることから、両国関係者からの記念ビデオメッセージの上映のほか、日本側から著作権法改正の内容や侵害対策に係るプレゼンテーションと質疑応答を行った。(平成30年12月, ソウル)

### トレーニングセミナー

◆ 侵害発生国における税関、警察、裁判所職員等の侵害対策に係る能力開発を目的として、我が国のコンテンツに係る真贋判定セミナーを開催。

・平成30年 9月 チェンマイ[95名]

・平成30年 9月 香港[66名]

・平成30年11月 クアラルンプール[78名]

・平成30年11月 台湾[25名]

・平成30年11月 ハノイ[97名]

・平成30年12月 北京[39名]

・平成30年 2月 ジャカルタ(予定)

※[ ]内の数字は参加者数

### 調査研究

◆ 権利者の権利執行支援のため、海外における著作権侵害対策事例を調査し事例集を作成。

### 訪日研修

◆ ベトナム著作権局からの要請により、権利執行と文化産業振興に関する訪日研修を実施(平成30年9月, 東京)。

### ③普及啓発

## 侵害発生国における著作権普及啓発事業

### (教材開発)

◆ 先方から強い要望のあったマレーシア及びベトナムの2か国を対象とし、先方政府の意向やニーズも踏まえつつ、普及啓発に資する教材作成等に協力。

#### <マレーシア>

マレーシア知的財産公社(MyIPO)が中心となり、著作権の普及啓発ツール(クリアファイル等)のほか、著作権の意義や重要性、海賊版消費の危険性などを理解させるためのコミックブック(小中学生向け)、著作権ハンドブック(高校・大学生向け)、著作権パンフレット(一般向け)等を作成中。

#### <ベトナム>

ベトナムにおける普及啓発資料の作成に向け、日本の取組を参考とするため、著作権情報センター(CRIC)のウェブサイトに掲載されている「著作権Q&A」の一部を、現地語に翻訳し提供予定。

### (著作権普及啓発イベント)

◆ 「JAPAN EXPO MALAYSIA 2018」において、マレーシア知的財産公社(MyIPO)と共催で一般消費者向けに普及啓発イベント及び著作権意識調査を実施。併せて今後の協力事業の在り方等についてMyIPOと意見交換を実施(平成30年7月,クアラルンプール)。

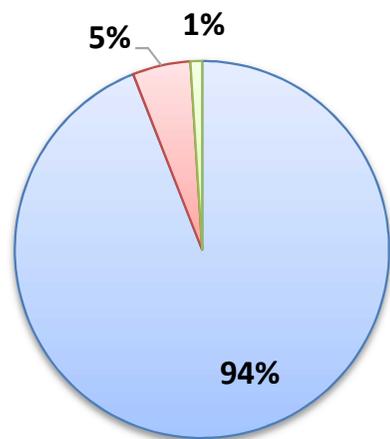
◆ ベトナム著作権局(COV)の協力の下、ベトナム国立図書館においてマンガフェスティバルを開催し、一般消費者向けに普及啓発イベント及び著作権意識調査を実施。併せて、今後の協力事業の在り方について、COVと意見交換を実施(平成30年11月,ハノイ)。

◆ 「マンガフェスティバルin ASEAN」において、一般消費者を対象に著作権意識調査を実施(平成30年12月,バンコク)。

## 【参考: マレーシアにおける著作権意識調査結果より】

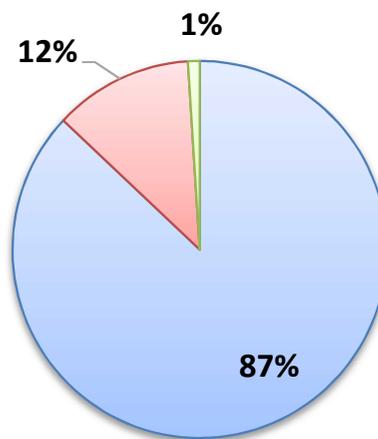
「JAPAN EXPO MALAYSIA 2018」において、観客参加型のステージイベントとして「著作権〇×クイズ」を実施し、クイズに参加してくれた観客に対してアンケート調査を行った。

Q. 海賊版コンテンツを消費することによって、作家やdistributorに利益が還元されなくなることを理解できましたか。



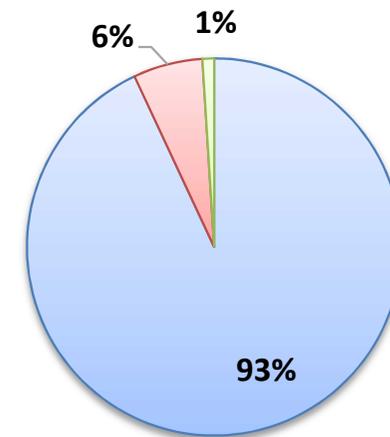
■ はい ■ いいえ ■ 無回答

Q. 著作権についてもっと学びたいと思いましたか。



■ はい ■ いいえ ■ 無回答

Q. 今日知ったことや理解できたことを、家族や友人などと共有したいと思いましたか。



■ はい ■ いいえ ■ 無回答

n=320

(コメント例)

- ・著作権とその保護が大切であることが理解できた。
- ・海賊版は多くの人に作品を広める為に役立っていると感じていたが、その考えがこのイベントで変わった。
- ・正規商品を購入したお金がクリエイターに渡り、より多くの作品の創作につながる。
- ・マレーシアでもっと日本製コンテンツを楽しみたい。
- ・本日学んだことを他の人々に伝えたい。
- ・著作権保護は、クリエイターを守るだけでなく、文化を守ることである。
- ・著作権の重要性は理解できたが、海賊版を買うことはやめられないと思う。
- ・著作権は大事だが、一方で、海賊版は作品をより広めることにも貢献しているのではないか。